

河内長野市第2次子ども読書活動推進計画

平成23年3月
河内長野市

目 次

河内長野市第2次子ども読書活動推進計画の策定にあたって	1
第一章 第1次計画における子どもの読書活動環境整備への取組	2
1. 本のある環境づくり	2
2. 本に親しむ出会いづくり	3
3. 子どもと本をつなぐ人づくり	3
4. 連携の輪づくり	4
5. 図書館並びに学校図書館の貸出状況	5
6. 第1次計画期間中における課題	7
第二章 子どもの読書活動を取り巻く新たな情勢と国の基本の方針	8
1. 子どもの読書活動を取り巻く新たな情勢	8
2. 国における子ども読書活動の推進計画の基本の方針	8
第三章 計画の基本的な考え方	10
1. 計画策定の基本理念と目的	10
2. 基本目標	10
3. 計画の期間	10
第四章 子どもの読書活動推進のための取組	11
1. 本のある環境づくり	12
(1) 多様で豊富な図書がある環境づくり	12
(2) いつでも子どもの身近に図書がある環境づくり	12
2. 本に親しむ出会いづくり	14
(1) 日常での出会いづくり	14
(2) イベントでの出会いづくり	14
3. 子どもと本をつなぐ人づくり	15
(1) 家庭での人づくり	15
(2) 地域での人づくり	15
(3) 図書館と学校での人づくり	16
4. 連携の輪づくり	16
(1) 図書館と地域の連携	16
(2) 図書館と学校との連携	16
(3) 学校と地域の連携	17
第五章 子ども読書活動推進計画の推進のために	18
1. 推進体制の整備	18
2. 財政上の措置など	18
用語説明	19

河内長野市第2次子ども読書活動推進計画の策定にあたって

読書を通じて、子どもたちは読解力や想像力、思考力、表現力等の生きる基礎力を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができる。また、書籍や新聞、図鑑などの資料を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、さらなる知的探求心や真理を求める態度が培われる。このため、子どもが自ら読書に親しみ、進んで読書習慣を身に付けていけるよう、子どもの興味・関心を尊重しながら自主的な読書活動を推進することが重要である。また、読書は、子どもたちが自ら考え、自ら行動し、主体的に社会の形成に参画していくために必要な知識や教養を身に付ける重要な契機となる。特に、社会が急激に変化し、複雑化していく中で、個々人が読書活動などを通じて、生涯にわたって絶えず自発的に学ぼうとする習慣を身に付けていくことは大変重要である。このように、知的活動の基礎となる自主的な読書活動は、人格の完成と個人の能力の伸長、主体的な社会参画を促すものとして、民主的で文化的な社会の発展に不可欠のものである。

平成13年12月「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、この法律に基づき国は平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定、大阪府においては平成15年1月策定の「大阪府子ども読書活動推進計画 大阪府子ども読書ルネッサンス」が策定されました。

本市においても子どもの読書活動推進の重要性に鑑み、市全体で子どもの読書環境の整備を図っていくことをめざし、総合的かつ計画的な施策の推進を目的に平成18年3月に「河内長野市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書環境整備の推進に取り組んできましたが、平成22年度をもって5年の計画期間を満了することとなりました。

子どもの読書環境整備には継続的な取り組みが必要であり、第1次計画を踏襲しつつ国の第2次計画を踏まえ、本市の取り組みと成果並びに今後の課題について総括し、その充実拡大と新たな取り組みへの展開を図り、河内長野市の子ども読書活動のより一層の推進のため第2次計画をここに策定します。

本計画は平成22年3月の河内長野市教育立市宣言で掲げられた「読書のまち河内長野」を大きくすすめ、子どもたちに豊かな読書体験を届けることを目的とするものです。

平成20年3月11日内閣決定 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」第3章基本方針から引用

第一章 第1次計画における子どもの読書活動環境整備への取り組み

第一次計画において「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができる環境の整備の推進」を基本理念とし、「本のある環境づくり」「本に親しむ出会いづくり」「子どもと本をつなぐ人づくり」「連携の輪づくり」の4項目を基本目標として子どもを取り巻く図書館、学校、地域などにおいてさまざまな取り組みがつぎのように行われました。

1. 本のある環境づくり

(1) 多様で豊富な図書がある環境づくり

・図書館では児童書、ヤング向け図書¹など子どもにとって魅力ある図書の充実を図りました。児童書においては平成18～21年度間で約15,600冊、ヤング向けとしては約9,000冊を整備しました。障がいのある子どもや外国の子どもも読書が楽しめるよう「さわる絵本」²の作成と外国語図書の収集を行いました。さわる絵本についてはボランティアにより年1冊のペースで作成され、平成20年度末で12タイトル16冊のさわる絵本を所蔵しています。さわる絵本は個人貸出のほか教育・福祉関係機関への団体貸出も行ない絵本の意義等を含めて利用の促進を行いました。また布絵本2冊が作成され、障がいのある子どもたちへの貸出資料のメニューの充実を併せて行いました。外国語図書については外国語絵本中心に計画的購入を行い、平成21年度末で492冊を所蔵しています。

・公立各保育所では、絵本等の蔵書の充実を目的にわらべうたなどテーマ絵本の購入、「図書コーナー」「保護者・子ども貸出コーナー」の充実を図りました。

・公立幼稚園では、絵本等の蔵書の充実を図りました。

・公立小中学校では、学校図書館図書標準³を目指した計画的図書の購入を行いました。平成19年度～21年度間で小学校約14,300冊・中学校約10,300冊を購入しました。また学校図書館の蔵書を充実させるうえで必要となる収集や廃棄に関する方針の作成について取り組みました。さらに学級文庫への図書の寄贈を地域・家庭に働きかけ、図書の活用とリサイクルを図りました。

(2) いつでも子どもの身近に図書がある環境づくり

・図書館サービス網の充実として公民館との図書相互利用をより効率的にするため図書の集配の委託を行うと共に、利用が減少していた自動車文庫の活性化策として、ステーションの適正化と福祉施設への巡回を開始、巡回時間の変更と祝日巡回による巡回曜日の固定化、PRチラシのポスティングと巡回放送の開始、さらにハード面では老朽車両の更新を平成20年10月に行いました。

・平成20年11月からはインターネットや携帯電話での貸出の予約や延長の申し込みを開始しました。

・ヤング層に対してはヤング向け図書館だよりによる図書情報の提供と近隣の高等学校との図書館だよりの交換、高校生との共同企画を実施、加えて高校生ボランティアの受入や図書館ツアーを行いました。

・平成19年度から実施した公立学校への資料配送により中学校への団体貸出は貸出冊数で50⁴冊増加しました。

・公立小中学校では、使いやすい学校図書館づくりの一環として、子どもや教職員に対し学校図書館に関する意識アンケート調査を実施し、その成果を学校図書館づくりに役立てます。また図書目録の整理と蔵書の管理及び図書データのデジタル化などの電算環境の整備については教育情報化推進事業⁴の中で検討しています。

2. 本に親しむ出会づくり

(1) 日常での出会づくり

- ・保育所では、わらべうたなどのテーマ絵本の購入により蔵書の充実を図ると共に、「図書コーナー」「保護者・子ども貸出コーナー」を設置しました。
- ・すべての放課後児童会で読み聞かせや読書の時間を実施しました。加えて放課後子ども教室（天見・天野・南花台西・南花台東）でも読み聞かせを実施しました。本に親しむ機会の充実のため放課後児童会では読み聞かせや読書などをその指導内容に位置づけました。
- ・公立幼稚園では、読み聞かせを実施し、加えて読み聞かせサークル(PTA)による読み聞かせも行われました。
- ・公立小中学校では、学校図書館が各教科等の授業の中で計画的に活用されると共に「朝の読書」など読書時間が確保されました。また各学校において子ども読書の日、読書週間などで読書啓発イベントが実施され、幼稚園・小中学校を通じて日常での本との出会づくりに取り組んでいます。

(2) イベントでの出会づくり

- ・図書館では、定例のおはなし会をはじめ「読書週間」・「こども読書の日」記念事業の「おはなしウォッチング」、「夏休み子ども科学教室」や「親と子のクリスマス会」を開催しました。さらに「図書リサイクルフェア」⁵への児童書提供をPRし、同フェアへの児童書の提供数の増を図りファミリー層の取り込みに努めました。また子育て支援センターまつりへの参加と出前貸出を実施しました。平成22年度の市民まつりで行われた絵本原画展に協力するなど、子どもと本との出会いづくりを演出できる事業を実施しました。
- ・公民館では、おはなし会や絵本の会等の読書啓発イベントを開催、子どもや大人を対象とした教室・講座事業において資料展示による図書の活用や公民館図書室での読み聞かせ・テーマ展示等を実施し、子どもと本との出会いづくりに取り組みました。
- ・保育所では、子どもや地域向け人形劇鑑賞、お誕生会でのパネルシアター⁶や人形劇等の読書につながるイベントを実施しました。
- ・公立幼稚園では、発表会、クリスマス会やお楽しみ会での紙芝居、ペープサート⁷や人形劇による本に親しむ機会をもち、読書啓発につながるイベントの実施と促進を図りました。

3. 子どもと本をつなぐ人づくり

(1) 家庭での人づくり

- ・図書館では、ブックスタート⁸でのボランティアによる絵本リストの配付、絵本の読み聞かせ、図書館のおはなし会のPRを行いました。1歳7か月児健康診査での配付を目的に絵本リストを作成し、平成22年度からはブックスタートのフォローアップ事業として「赤ちゃんタイム」⁹を定期開催しました。ボランティアの協力を得ながら保護者に対する絵本をはじめとする読書への啓発を行いました。
- ・乳幼児健診センターでは、4か月児健康診査時のブックスタート事業の実施、1歳7か月児健康診査時での絵本リストの配付や3歳6か月児健康診査の待ち時間に保育士による絵本の読み聞かせを実施しました。加えて訪問指導、健康相談の機会に絵本の紹介や読み聞かせの必要性を説明し、他の乳幼児健康診査においても読書啓発を行いました。
- ・保育所では、平成19年度に保護者向け絵本講座を開催するほか園だよりなどでの絵本紹介など保護者への情報提供と読書啓発活動を実施しました。
- ・子育て支援センターでは、育児講座「赤ちゃんからの絵本とわらべうた」の実施(年1回)、絵本の貸し出し(わくわく広場図書コーナーの絵本・毎日)、大型紙芝居など手作り教材の貸し出し(ボランティア・サークル活動へ)、毎日のお楽しみタイムでの読み聞かせ、地域な

どへのおでかけ事業での読み聞かせ、福祉委員会主催の子育てサロンへの読み聞かせボランティアさんの紹介や子育て支援センターまつりにて図書館による出前図書コーナーの設置を実施、各機関やボランティアとの連携をとりながら数多くの子育て支援事業の中で読書啓発を図りました。

・公立各小中学校では、保護者宛の図書館だよりが発行され、保護者への啓発が行われました。

(2) 地域での人づくり

・図書館では、ブックスタートボランティア講座やおはなし会スキルアップ講座を開催しました。

・平成18・19・20年度の3年間事業として乳幼児の読書推進ネットワークづくり事業を実施し各行政機関とボランティア団体との連携を強化し、同事業の成果として「赤ちゃんタイム」実施へとつなげました。さらにボランティアに対しおはなし会、おはなしウォッチング、クリスマス会の図書館事業への出演、ブックスタート事業への派遣、地域イベントから派遣要望に対しての紹介を行い、活動の場を提供し、その拡大充実を図っています。また団体貸出を実施し、各種縁機関からの講座・催し等の紹介を行いボランティアへの資料・情報の提供を継続的に行いました。

(3) 図書館と学校での人づくり

・図書館では、平成22年4月現在の職員（嘱託員含む）27人中23人（85%）が司書資格の保有、関係機関等が開催する研修・講座へ積極的に職員（嘱託員含む）を参加させています。今後とも司書としての資質向上にむけた研修等への参加を継続的に行います。

・公立小中学校では、学校図書館司書12人を全小中学校に配置し、教育委員会主催の研修と市外研修へ積極的な参加を行いました。

4. 連携の輪づくり

(1) 図書館と地域の連携

・17年12月、地域文庫やおはなしボランティアを中心とした連絡会が設立され、図書館では、連絡会の定例会、総会へ出席し、図書館と同連絡会との連携を強化するとともに、平成18～20年度に開催した乳幼児の読書推進ネットワークづくり事業の実行委員、おはなし会、クリスマス会等図書館事業への参画を促進しました。また図書館から地域への情報発信として平成20年度からのネット予約等の実施に伴ない図書館ホームページを開設し、予約・貸出延長や図書館案内ほか種々のメニューを掲載しています。

(2) 図書館と学校との連携

・図書館では、学校図書館への配送・回収サービス、インターネット予約による物流ネットワークを実施、学校図書館司書との連携として学校司書連絡会への図書館司書の参加、学齢期子ども読書活動推進会議の定期開催で学校等との連携を深めました。学校図書館司書と図書館司書との連携による夏休み推薦図書リスト「ぼちぼちよもか」を共同作成、定期的に各小中学校へ「図書館だより（児童、ヤング）」を送付しました。夏休みを中心に児童生徒のレファレンス¹⁰利用、学校図書館司書からのレファレンス利用があります。学校への要請に応え図書館司書等が学校を訪問し、読み聞かせ・ブックトークを行いました。

(3) 学校と地域の連携

・公立小中学校では、地域文庫、保護者やおはなしボランティア団体によるおはなしや読み聞かせの活動が行われました。

学校支援地域本部事業¹¹として図書室ボランティアが図書のディスプレイ、貸出や書架

の整理整頓などの環境整備を行ないました。

5. 図書館並びに学校図書館の貸出状況

図書館並びに学校図書館の平成21年度末の状況は下記の表のとおりとなりました。第1次計画策定時の平成16年度末の数字と比較すると、図書館では少子高齢化の影響が大きく対象年齢の各層で減少し、全体として17,832冊の減少となりましたが、学校図書館では児童・生徒数の減少はあるものの「朝の読書」などの取り組みが高い成果をあげ全体として29,848冊の増加となりました。

【図書館】

平成16年度図書館年齢別利用統計

...平成18年3月 河内長野市子ども読書推進計画から抜粋

年齢	0～6歳	7～12歳	13～15歳	16～18歳	合計
年間貸出冊数	54,525	126,870	35,959	23,467	240,821
1人当り貸出冊数	7.7	17.9	9.5	5.5	10.8

平成21年度図書館年齢別利用統計

年齢	0～6歳	7～12歳	13～15歳	16～18歳	合計
年間貸出冊数	45,361	121,729	34,341	21,558	222,989
1人当り貸出冊数	8.0	18.7	9.8	6.0	11.6

平成21年度の16年度に対する図書館年齢別利用増減()

年齢	0～6歳	7～12歳	13～15歳	16～18歳	合計
年間貸出冊数	9,164	5,141	1,618	1,909	17,832
1人当り貸出冊数	0.3	0.8	0.3	0.5	0.8

・1人当り貸出冊数...対象年齢人口の1人当たり

少子高齢化の影響で1人当たりの貸出冊数は増加したものの貸出冊数は各年齢層で減少し、0歳～12歳の年齢層の減少が大きく合計として14,305冊の減少となりました。減少の要因として学校図書館の整備と学校の取り組みが高い効果をあげ、学校図書館で本を借りる機会が増えた反面、図書館で本を借りる機会が減少したことも考えられます。(なお60歳以上の貸出冊数は133,000冊の増加)

【学校図書館】

(小学校)

平成16年度学校図書館貸出冊数調べ

...平成18年3月 河内長野市子ども読書推進計画から抜粋

小学校	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
年間貸出冊数	34,863	36,217	29,154	28,775	20,524	14,681	164,214
1人当り貸出冊数	29.2	31.4	26.0	23.4	18.3	12.0	23.3

平成21年度学校図書館貸出冊数調べ

小学校	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
年間貸出冊数	30,163	34,815	31,836	41,025	25,840	22,193	185,872
1人当り貸出冊数	31.0	33.9	32.2	36.3	22.8	19.0	29.0

平成21年度の16年度に対する学校図書館貸出冊数の増減()

小学校	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
年間貸出冊数	4,700	1,402	2,682	12,250	5,316	7,512	21,658
1人当り貸出冊数	1.8	2.5	6.2	12.9	4.5	7.0	5.7

・1人当り貸出冊数...対象学年人数の1人当たり

1・2年生で貸出冊数は減少しましたが、全体としては21,658冊増加しました。また1人当たり貸出冊数も各学年を通じて増加しています。

(中学校)

平成16年度学校図書館貸出冊数調べ

中学校	1年生	2年生	3年生	合計
年間貸出冊数	1,987	1,165	742	3,894
1人当り貸出冊数	1.8	1.1	0.7	1.2

平成21年度学校図書館貸出冊数調べ

中学校	1年生	2年生	3年生	合計
年間貸出冊数	5,788	3,414	2,882	12,084
1人当り貸出冊数	6.1	3.7	2.7	4.1

平成21年度の16年度に対する学校図書館貸出冊数の増減()

中学校	1年生	2年生	3年生	合計
年間貸出冊数	3,801	2,249	2,140	8,190
1人当り貸出冊数	4.3	2.6	2.0	2.9

・1人当り貸出冊数...対象学年人数の1人当り

全学年で貸出冊数は増加し、全体としては約8,190冊増加しました。また1人当たり貸出冊数も各学年を通じて増加し、より一層の向上が期待されます。



学校図書館司書が全小中学校に配置されました。

6. 第1次計画期間中における課題

図書館、学校や地域などの取り組み結果からつぎの課題が見られます。

本のある環境づくり

本市の厳しい財政状況を反映し十分な蔵書の充実がすすまず、今後とも計画的な整備をすすめる必要があります。また学校図書館の子どもにとって利用しやすい条件整備として電算システムの整備をすすめる必要があります。

本に親しむ出会いづくり

家庭、地域、学校において、さまざまな本との出会いとして、イベントや行事などの中に工夫がこらされ学校、幼稚園、放課後児童会、公民館、保健センター、保育所、子育て支援センターや地域で読書の楽しさを伝えられましたが、図書館との連携、地域・機関などへの本の団体貸出の活発化と本の供給などの点で直接的な本との出会いをより一層すすめる必要があります。

子どもと本をつなぐ人づくり

子どもや保護者が集まるあらゆる場所での絵本リストの配付、読み聞かせやおはなし会などの読書啓発活動、地域での人づくりとしてのボランティア養成講座の開催とボランティア団体への活動場所の提供、ブックスタートのフォローアップ事業としての「赤ちゃんタイム」の実施は今後とも拡大充実させてゆく必要があります。

ボランティア養成講座を行う一方で、経験・知識・技能を活かし、講座等で講師的役割を担えるボランティアリーダーの養成も必要と考えます。

連携の輪づくり

図書館、各関係機関、地域や学校などがお互いに協力し、より大きな力が発揮できるようなネットワークの構築とそれに向けた情報発信が必要で、図書館ホームページの充実やメールマガジン等、進展する情報手段の利用を一層すすめる必要があります。



ブックスタート事業（健康推進課）

4か月児健康診査の場でブックスタートパック（「赤ちゃん向けの絵本」、絵本リストほか）を配付することにより、赤ちゃんと親が絵本を通して楽しいひとときを持つように応援するとともに、地域の中で楽しく子育てできるよう支援することを目的としています。

絵本の配付、読み聞かせ指導（図書館、ボランティア）
三日市乳幼児健診センター 4か月児健康診査にて

夏休み子ども科学教室（図書館）

「DNAをとりだしてみよう」

子どもの活字ばなれについて問われる今、特に科学分野の本についての子どもの興味が薄れているのが現状です。科学の読み物で取り上げられているような題材を体験することで、子どもたちが積極的に読書活動を行う機会にと、開催しています。対象は市内在住の3年生以上の小学生とその保護者。

キックス 会議室にて



第二章 子どもの読書活動を取り巻く新たな情勢と国の基本的方針

子どもの読書活動の推進に関する国の第2次基本計画（平成20年3月11日）では、大きく変化した子どもの読者活動を取り巻く情勢とそれに対応した基本的方針がしめされています。

1. 子どもの読書活動を取り巻く新たな情勢

(1) 教育基本法・学校教育法の改正

平成18年12月、教育基本法が改正され、家庭教育（第10条） 幼児期の教育（第11条） 学校・家庭・地域の連携協力（第13条）についての規定が盛り込まれました。平成19年6月には、学校教育法が改正され、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が掲げられました（第21条第5号）。

(2) 文字・活字文化振興法の成立

平成17年7月、文字・活字文化振興法が成立し、同法第3条第3項及び第8条は、学校教育において、読む力、書く力及び言語力の涵養に十分配慮するよう規定し、また同法第11条では、国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、10月27日を「文字・活字文化の日」と定めています。

(3) 図書館法の改正

昭和25年に制定された図書館法は、新しい教育基本法や「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」（平成20年2月中央教育審議会答申）における提言等を踏まえ、家庭教育の向上に資することを図書館の奉仕に関する事項に追加、運営状況に関する評価及び改善や情報提供に関する努力義務等を規定する改正が、平成20年2月11日に公布施行されました。

(4) 情報化社会の進展

情報メディア・情報媒体の発達・普及による情報化によって利便性が向上した反面、近年、子どもたちの文字・活字離れが懸念されています。

(5) 地方分権の進展

平成18年末に成立した「地方分権改革推進法」同法第4条において地方公共団体は、「子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされています。各地方公共団体は、自らの判断と責任の下、このような責務を十分認識し、必要な体制の整備等に努めることが求められています。

また、大阪府においては、平成21年1月に策定した「大阪の教育力向上プラン」の基本方針9「子どもたちの豊かな心をはぐくみます」に「読書活動の推進」を重点項目に掲げ、「学校・家庭・地域の連携強化による子どもの発達段階に応じた様々なところでの環境づくりの推進」、「府立図書館における子どもの読書活動推進機能の強化、公立図書館と学校図書館の連携の促進」並びに「全校一斉読書の取り組みを通して、子どもたちに読書習慣を身に付けさせます。」を推進の内容としています。

河内長野市においては、市の発展、まちづくりの柱として教育を据え、その振興に向けて、市民総意のもとで協働して取り組むため平成22年3月に河内長野市教育立市宣言を行いました。その取り組み施策の重要な5つの柱の中に「読書のまち河内長野」を掲げ、読書振興・推進を市全体の施策としてすすめます。

2. 国における子ども読書活動の推進計画の基本的方針

1 子どもの自主的な読書活動の推進

子どもが自ら読書に親しみ、進んで読書習慣を身に付けていけるよう、子どもの興味・

関心を尊重しながら自主的な読書活動を推進し、個々人が読書活動などを通じて、生涯にわたって絶えず自発的に学ぼうとする習慣を身に付けていくことは大変重要である。

子どもたちは読解力や想像力、思考力、表現力等の生きる基礎力を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができる。

書籍や新聞、図鑑などの資料を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、さらなる知的探求心や真理を求める態度が培われる。

子どもたちが自ら考え、自ら行動し、主体的に社会の形成に参画していくために必要な知識や教養を身に付ける重要な契機となる。

知的活動の基礎となる自主的な読書活動は、子どもの読書活動の推進に関する法律第2条や文字・活字文化振興法第1条が規定するように、人格の完成と個人の能力の伸長、主体的な社会参画を促すものとして、民主的で文化的な社会の発展に不可欠のものである。

2 家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組が必要です。

【家庭、地域、学校】

子どもが読書に親しむ機会の充実に向け、それぞれが担うべき役割を果たすことはもとより、関係機関、民間団体、事業者等が緊密に連携し、相互に協力を図りつつ、取組を推進していくことが求められています。

【国及び地方公共団体】

家庭、地域、学校それぞれが相互に連携・協力して子どもの自主的な読書活動の推進を図るような取組を推進するとともに、必要な体制の整備に努めます。

3 子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実

乳幼児期から発達段階に応じて読書に親しめるように配慮した環境づくりが重要です。

【家庭、地域、学校】

子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高め、進んで読書を行う態度を養い、生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるように努めることが重要です。このため、発達段階に応じて、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけを作り、その読書活動を広げ、読書体験を深めるような機会を提供するとともに、そのための環境作りに努めます。あわせて、子どもが興味を持ち、感動する本等を身近に整えることが重要です。

【国及び地方公共団体】

子どもの自主的な読書活動の推進に資するため、家庭、地域、学校において子どもが読書に親しむ機会の提供に努めるとともに、施設、設備その他の諸条件の整備・充実に努めます。

4 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

子どもが自主的な読書態度や読書習慣を身に付けていく上で、子どもを取り巻く大人を含めた社会全体、特に、保護者、教員、保育士等子どもに身近な大人が読書活動に理解と関心を持つことが重要です。

【国及び地方公共団体】

子どもの自主的な読書活動を推進する社会的気運の醸成を図るため、読書活動の意義や重要性について広く普及・啓発を図るよう努めます。

第三章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の基本理念と目的

この計画は第1次計画を踏襲・継続し、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、すべての子ども（おおむね18歳以下を対象）があらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備を推進することを基本理念として、本市における子どもの読書環境を整備し、子どもが自主的な読書を行う習慣を身に付け、社会の中で一人の人間として生きる力を自らが養うことにより、次代を担う人づくりを進めることを目的とします。第2次計画においては、第1次計画の成果とその課題、国及び大阪府の計画もふまえながら施策の充実と新たな展開をめざします。

2. 基本目標

この目的を実現するために、施策の柱となる基本目標を以下のとおりに定めます。

本のある環境づくり

すべての子どもの身近に手に取って読める本があり、気軽に読書を楽しむことができるよう、図書館や学校図書館を中心に本のある環境づくりを進めます。

本に親しむ出会いづくり

家庭、地域、学校において、さまざまな本との出会いを工夫し提供して、読書の楽しさを伝えていきます。

子どもと本をつなぐ人づくり

保護者など、子どもの周りにいる大人の理解と関心を深め、大人が子どもと本をつなぐ架け橋の役目を果たすよう働きかけます。

連携の輪づくり

図書館、地域、学校などがお互いに協力し、より大きな力が発揮できるような連携の輪をつくりまします。

3. 計画の期間

平成23(2011)年度を初年度に平成27(2015)年度までの5年間とします。



おはなしウォッチング

子どもとおとなと一緒に楽しむおはなしウォッチング。図書館・おはなしのへやで

第四章 子どもの読書活動推進のための取組

【基本理念】すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができる環境の整備の推進



1. 本のある環境づくり

(1) 多様で豊富な図書がある環境づくり

図書館などの蔵書の充実

すべての子どもが読書を楽しめるよう、図書館・公民館図書室の蔵書の充実を図ります。

子どもの読書活動を推進していくためには、図書館・公民館図書室に、豊富で多様な蔵書を整備していく必要があります。

子どもが手に取って読みたくなるような、魅力ある豊かな蔵書を整備し、子どもがそれぞれの年齢や読書力に応じた本を読めるように、そして、障がいのある子どもや外国の子どもも読書を楽しめるように、図書館・公民館図書室の蔵書の充実を図ります。

主な取組

- ・読書等団体貸出用のパック¹²整備
- ・児童書、ヤング向け図書など子どもにとって魅力ある図書の充実
- ・さわる絵本、布絵本の制作の充実と利用の促進
- ・外国語図書（英語圏以外のものを含め）の計画的な収集

学校図書館などの蔵書の充実

子どもにとって最も身近な図書館である学校図書館などの蔵書の充実を図ります。

子どもの豊かな読書経験の機会を充実していくためには、子どもの知的活動を増進し、興味・関心に応える魅力的な学校図書館資料を整備・充実させることが必要です。また、多様な教育活動を展開していくためにも求められています。「学校図書館図書標準」の達成をめざし蔵書の充実を図ります。

幼稚園や保育所においても、子どもが絵本などに親しむ機会を確保する必要から図書の整備・充実を推進します。

主な取組

- ・学校図書収集方針の策定
- ・学校図書館での豊富で新鮮な図書の計画的な収集
- ・地域・家庭への寄贈図書の働きかけ
- ・幼稚園や保育所での絵本などの充実

(2) いつでも子どもの身近に図書がある環境づくり

図書館サービス網の充実

すべての子どもが図書館サービスを利用できる環境整備をめざし、図書館サービス網の充実を図ります。

貸出しなどの図書館サービスを直接利用者に提供するサービスポイントとして公民館図書室8室と自動車文庫の23ステーションを市内に配置し、子どもの身近なところまで図書館サービスを届けています。この図書館サービス網のほかに地域の文庫への団体貸出とそれに伴う資料配送を実施し、市民の力も借りた市内全域への図書提供を図っています。また、障がいなどで図書館に来ることが困難な子ども

には、郵便物の無料及び減額制度を利用し図書を提供します。今後も、すべての子どもが図書館サービスを受けられるよう、図書館サービス網の充実をめざします。

主な取組

- ・公民館主催事業との連携などによる図書の相互利用の促進
- ・自動車文庫の活性化
- ・インターネット予約システム利用を含めた図書館利用教育の実施
- ・中高生向け事業の充実

学校図書館の活用

学校図書館を計画的に利用し、子どもの主体的・意欲的な学習活動や読書活動の充実を図ります。

子どもの読書活動に対する指導等を行なう司書教諭と学校図書館司書が連携・協力し、学校図書館の図書分類や整理、テーマ展示や学校図書館だよりの発行などを行い、使いやすい学校図書館づくりを進めるとともに、「学校図書館 読書活動推進プラン」¹³に基づいた計画的な利用を進め、国語力向上の取り組みとも関連付けながら、その活用を図ります。また、子どもの多様な興味・関心にこたえる図書の整備等が可能となる学校図書館電算システムの導入を検討します。

主な取組

- ・図書や目録の整理
- ・配架やテーマ展示など使いやすい学校図書館づくりの推進
- ・図書データのデジタル化と学校図書館への電算システムの導入の検討
- ・各学校ごとの「学校読書活動推進目標」¹⁴の設定

義務教育終了後の読書推進

中学校を卒業した子どもに読書を楽しむ機会を提供します。

毎年、「5月1か月の間に、本を何冊ぐらい読みましたか。」という学校読書調査が行われています。読書離れといわれる中高生ですが、第1次計画策定当時の平成17(2005)年調査と20(2009)年調査では、中学生が1か月中2.9冊から3.7冊、高校生が1か月中1.6冊から1.7と微増ながら上昇。中高生のあいだに読書が少しずつ浸透してきたことがうかがえます。「朝の読書」の広がりなど学校において本を読む時間の確保などの取り組みが浸透してきたことなどが、結果として現れてきたものだと思います。今後も平均読書冊数の数値に一喜一憂することなく読書推進をすすめる必要があります。

読書から離れがちな義務教育終了後の子どもたちが生涯にわたって読書を楽しむよう、図書館のヤングコーナーなどでこれらの年代の子どもをひきつける図書の充実を図ります。また、図書館ツアー¹⁵やボランティア活動を通して、読書を楽しむ仲間づくりにも取り組みます。

主な取組

- ・ヤング向け図書館だよりなどでの図書情報提供
- ・10代後半の世代を幅広くとらえたヤング向け図書の充実
- ・高校生ボランティアの促進、ヤング向け講座の開催
- ・図書館ツアーなどの実施の促進

2. 本に親しむ出会いづくり

(1) 日常での出会いづくり

日常生活での読書推進

日常生活の中で子どもが読書に親しむ機会を作り、読書の楽しさや有用性を伝えます。

子どもが読書習慣を身につけるためには、日常生活の中で幅広い働きかけを継続して行っていく必要があります。子どもが毎日通う幼稚園や保育所では、「幼稚園教育要領」や「保育所保育指針」に基づき、日々のカリキュラムの中に絵本と親しむ時間を組み入れています。保護者等に対し読み聞かせ等の大切さや意義をつたえます。学校では、「学習指導要領」に述べられた、国語科での学年に応じた読む力の育成や、総合的な学習の時間などでの学校図書館の活用を進めるとともに、「朝の読書」など、授業以外での読書に親しむ機会も増やしていきます。また、放課後児童会での本に親しむ機会の充実を図ります。

主な取組

- ・幼稚園や保育所での本に親しむ機会の充実（読み聞かせなど）
- ・学校での学校図書館の授業への活用の推進
- ・学校での「朝の読書」など読書時間の確保と継続実施
- ・学校での読書啓発イベントの実施
- ・放課後児童会での本に親しむ機会の充実

<家庭の役割>

子どもの読書活動を促すためには、最も身近な存在である保護者が、子どもと共に読書の楽しさを分かち合い、読書に親しむことが必要です。乳幼児期から小学校低学年にかけては、家庭が子どもの生活の基本であり、家庭における読み聞かせや、子どもが読書の時間を持つよう家庭で習慣付けることが重要です。

この時期に親子で読書を楽しんだり、読書を大切にしたりする家庭の雰囲気をつくることは、子どもの読書を進める上で非常に大きな力となります。各家庭で多種多様な本をそろえることは困難であっても図書館などの貸出や図書のリサイクルフェアなどを利用することで、本のある家庭環境をつくることができます。各家庭では、図書館や地域文庫などを定期的に利用することを心がけることが大切です。

<家庭での主な取組>

- ・図書館や地域文庫などの定期的利用
- ・読み聞かせや寝る前の読書など、親子のふれあいとなる読書の励行
- ・大人が読書を楽しむ姿を見せたり、子どもの頃好きだった本の話をしたりするような読書への誘いかけ
- ・おはなし会などの催しへの参加
- ・図書のリサイクルフェアの活用

(2) イベントでの出会いづくり

読書啓発イベントの実施

楽しいイベントを実施して、子どもの気持ちを読書にひきつけていきます。

イベントなどで子どもが読書に親しむきっかけをつくることは重要です。図書館

や公民館では、毎月のおはなし会のほか、絵本などの展示会、人形劇の公演や科学教室などさまざまなプログラムによる子どもと本の出会いづくりを行っています。また公民館では、祖父母世代など保護者以外の大人に対しても子どもの読書活動への理解深める講座やイベントを実施します。

学校では、ビデオの上映や読書週間にちなんだイベントなど、ひとりでも多くの子どもが読書に興味を持ち、その楽しさを知ることができるよう工夫します。

主な取組

- ・図書館や公民館での多様な読書啓発イベントの実施
- ・学校での読書啓発イベントの実施
- ・幼稚園や保育所での行事に組み込んだ読書啓発イベントの実施及び促進
- ・地域での読書啓発イベントの促進

3. 子どもと本をつなぐ人づくり

(1) 家庭での人づくり

保護者への普及啓発

保護者と接する機会を積極的に利用し、家庭で読書に親しむ環境を整えるよう啓発に努めます。

不規則化する就労時間や高度情報化社会などの社会状況の中、読み聞かせや読書の大切さ、意義について保護者等に対して広く普及し、理解してもらえるよう、幼稚園、保育所や学校を通じて、また、乳幼児健康診査や子育て支援センター事業¹⁶、家庭教育支援事業¹⁷などの場を通じて、啓発活動を行っていきます。

主な取組

- ・4か月児健康診査でのブックスタート事業のほか年齢層にあった情報提供と啓発
- ・子育て支援センター事業などでの情報提供と相談・啓発、地域の子育て支援事業へ読書啓発の輪を拡大
- ・学校だより、園だよりや学校ホームページ、参観などの機会を利用した保護者への情報提供と啓発、夏休み中の保護者を含めた読書啓発
- ・図書館での絵本リストの紹介や相談・啓発、地域の文庫マップ¹⁸の作成と配付
- ・図書館利用促進のPR

(2) 地域での人づくり

読書活動ボランティアの育成

地域の文庫やおはなしボランティア団体などの育成と支援を図ります。

市内では、地域文庫やおはなし会、市民向けの講演会の実施や民話の研究など、読書につながるさまざまな市民活動が行われています。子どもの読書活動を推進するうえで、これらの市民活動は欠くことのできないものとなっています。地域文庫などへの支援や、新たな読書ボランティアの育成とその活動の場を広め、子どもが読書に親しむための人づくりを進めます。

主な取組

- ・ボランティア養成・スキルアップ講座、指導者養成講座などの実施
- ・おはなし会などボランティア団体への活動場所の提供

- ・地域文庫やボランティア団体への資料・情報の提供
- ・地域文庫などへの資料配送

(3) 図書館と学校での人づくり

専門職員の配置と研修

専門職員の配置を進めるとともに研修体制を整備し、子どもの読書活動について幅広く施策を進めることができる職員を育成します。

子どもの読書活動を推進するためには、家庭・地域での人づくりのほかに専門職員の存在が必要になります。

司書は児童図書をはじめとする図書館資料の選択・収集・提供、利用者に対する読書相談、子どもの読書活動に対する指導、ボランティア等との連携促進など、子どもの読書活動を推進するうえで重要な役割を担っています。

図書館では児童書コーナーに専門司書職員を配置して、読書活動を推進しています。学校では、司書教諭や学校図書館司書が配置され学校内での子どもの読書活動を支援しています。今後も専門司書職員の配置・活用を進めるとともに、研修などによる専門性の向上をめざします。

主な取組

- ・図書館での専門職員の配置と研修の充実
- ・司書教諭の配置の促進と研修体制の整備
- ・学校司書の配置の推進と研修の充実

4. 連携の輪づくり

(1) 図書館と地域の連携

地域文庫やおはなしボランティアなどとの連携体制づくり

図書館と地域で活動する団体との連携体制をつくります。

図書館では、おはなし会やさわる絵本作りなどのボランティアを養成し、連携による事業活動を進めています。ボランティア団体などが主体性を持ちつつ、相互に連携・協力を図ることは、それぞれの団体の活動内容を充実させるとともに、全体として子どもの読書活動の一層の推進につながります。図書館を中心に、子ども読書活動に関わるすべての団体や個人との連携の輪をつくり、情報交換やメール配信による情報提供などにより多くの読書の機会が提供できるような協力体制の整備を進めます。

主な取組

- ・地域文庫やおはなしボランティアなどの連絡会への支援、協力事業の実施
- ・地域文庫マップの作成
- ・ボランティアなどへの講座、研修の情報提供と実施
- ・市のホームページや生涯学習情報提供システム（学びやんネット）¹⁹の活用、各イベント情報等のメール配信

(2) 図書館と学校との連携

図書館と学校図書館との連携の推進

資料提供や情報交換などさまざまな面から図書館と学校図書館との連携を進めます。

学校図書館は自由な読書活動や読書指導の場であり、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援し、教育課程の展開に寄与する学校教育の中核的な役割を担うことが期待されています。市内の各小中学校では、学校図書館の図書のほかにも図書館の団体貸出や学校支援貸出も利用して、学校での読書活動を進めています。図書館は、司書教諭や学校図書館司書との連絡を密にし、効果的な図書の選定や活用ができるよう、図書館と学校図書館との連携を進めます。また図書館と学校間の配本システムなどを維持継続します。

主な取組

- ・学校図書館と図書館との連携体制の充実
- ・児童、生徒、教職員へのレファレンスサービス
- ・学校支援用貸出などの配本システムの維持継続、学校向けお薦めパックの整備
- ・司書によるブックトークなどの学校訪問
- ・図書リスト²⁰(学習支援含む)・パスファインダー²¹などの情報交換や共同制作

(3) 学校と地域の連携

ボランティアの活動の場づくり、交流と連携

地域の人材が学校で活動する場を広げます。

子どもの読書活動を支援していくうえで、学校が家庭・地域と連携して地域ぐるみで子どもの読書活動を推進することが重要です。

地域文庫やおはなしボランティア団体が、おはなしや読み聞かせなどの活動を学校で行っているところがあります。活動が行われていない学校でも、おはなしボランティアが活動できるよう、また、ボランティアの活動をおはなしだけに限らず、学校図書館でのリサイクル図書の受入や蔵書の整理などの運営面で司書教諭や学校図書館司書との連携と協力を図りながら検討し、その活動の場を広げます。

主な取組

- ・ボランティアによる読み聞かせなどの促進と連携
- ・蔵書の整理などボランティアの活動の拡大と促進

第五章 子ども読書活動推進計画の推進のために

1．推進体制の整備

庁内組織である「河内長野市子ども読書活動推進会議」により関係各課の情報交換や事業調整、進行管理を行い「河内長野市子ども読書活動推進計画」の効果的な推進を図ります。

2．財政上の措置など

本計画に掲げられた取り組みを実施し、「読書のまち 河内長野」にふさわしいまちづくりに向け、市は必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

また、国に対しては、学校図書館の充実及び本計画推進に必要な財政上の措置を講じるよう働きかけていきます。

大阪府に対しては、市立図書館を支援する立場の府立中央図書館の整備と、学校図書館の充実のため、必要な財政上の措置を講じるよう働きかけていきます。



えほんのひろば

えほんの表紙をみせて展示、図書館とはひと味違う「えほんの世界」を楽しみます。 キックスで

<用語説明>

1 ヤング向け図書

中学生から18歳までの青少年を対象とした図書。市立図書館にはヤングコーナーを設け、ヤング向けサービスを展開しています。

2 さわる絵本

視覚障がい児のために、布などを使って絵の部分を立体化し、文字を点字で表すことによってさわって楽しむことができるようにつくられた絵本。市立図書館では、ボランティア団体「さわる絵本の会河内長野」のメンバーが工夫を凝らして制作しています。

3 学校図書館図書標準

平成5(1993)年に当時の文部省が発表した、小・中学校及び盲・聾・養護学校の小・中学部における、学級規模ごとの目標蔵書冊数を定めたもの。

4 教育情報化推進事業

教育用コンピュータソフトの整備充実及びコンピュータを利用した教育の研究を行います。

5 図書リサイクルフェア

市立図書館では、市民に家庭で不要となった本を持ちよってもらい、それを希望とする人(図書館利用者など)に持ち帰ってもらうリサイクルフェアを平成16(2004)年から年1回開催しています。

6 パネルシアター

布を貼った舞台に絵や文字などを貼ったり外したりして、おはなし、うた遊びやゲームなどを展開します。

7 ペープサート

人物などの絵を描いた紙に棒をつけたものを動かして演じる紙人形劇

8 ブックスタート

ブックスタートはイギリスから始まった運動で、すべての赤ちゃんと保護者に絵本を手渡ししながら、絵本を通じた子育ての楽しさなどを伝える。本市では4か月児健康診査の際に、赤ちゃん向け絵本のプレゼントと図書館職員やおはなしボランティアが絵本の読み聞かせや絵本の案内を行い、絵本を通じた親子のふれあいと、親子での図書館の利用を進めています。

9 赤ちゃんタイム

ブックスタート後の赤ちゃんと保護者が対象、人形や小道具を使ったわらべうた、手あそびや読み聞かせを楽しみ、ことばに親しみ、本に親しめる場づくりを目的に市立図書館おはなしのへやで開催しています。

10 レファレンス

レファレンスサービス。利用者が学習・調査・研究のために必要な資料や情報を求めたとき、図書館員が図書館の資料と機能を活用して、資料の検索を援助し、資料を提供し、あるいは回答を与えるなど、利用者と資料とを結びつける業務。市立図書館では「調査・相談コーナー」を設けサービスを行っています。

11 学校支援地域本部事業

平成 18 年に改正された教育基本法の「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」の規定を具体化した事業。学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を整え、それぞれの学校の状況に応じて地域ぐるみで学校の教育活動を支援します。

12 団体貸出用のパック

図書館が団体貸出において読書団体、地域文庫や放課後児童会などの利便性を考慮し、読みものや絵本などを 1 パック（50 冊程度）にまとめて貸し出すもの。

13 学校図書館 読書活動推進プラン

平成 15 年(2003)年に本市各学校における図書館教育の指針とし、学校における子どもの読書活動の推進を図るため策定されたプラン。

14 学校読書活動推進目標

学校図書館 読書活動推進プランのより一層の推進を図るため各学校ごとに定める推進目標。

15 図書館ツアー

図書館の利用者教育の一環として図書館職員が、利用者に図書館の機能を説明しながら館内を案内する見学会。

16 子育て支援センター事業

子育て支援センターが行う、子育て相談や子育てに関する教室、講座など子育て家庭への支援事業。

17 家庭教育支援事業

子育て家庭の保護者や地域の人たちが、家庭だけでは乗り越えることが難しいさまざまな課題について一緒に考え、家庭と地域や学校などをつなぐ取組を通じて、家庭・地域の教育力の向上を図る事業。

18 地域の文庫マップ

地域の文庫の所在地や活動をマップ形式で紹介し、その利用の促進を図ります。地域文庫...地域の施設などに図書をそろえ、子どもを中心とした近隣の住民に貸出す活動を行う地域及びその組織をいう。購入した図書のほか寄贈書や図書館からの団体貸出による図書を所蔵し、ボランティアにより運営されている。「家庭文庫（個人が家庭の一部を開放して行う文庫活動）」もこの中に含まれています。

19 生涯学習情報提供システム（学びやんネット）

本市では、生涯学習を始めたり深めたりするための手がかりとなる情報を、インターネット及び街頭情報端末（市役所など公共施設に設置したタッチパネル式の機器）において提供する『河内長野市生涯学習情報提供システム』の運用を平成 14(2002)年 7 月から開始した。平成 17(2005)年 3 月、本市公式サイトに統合され、愛称「学びやんネット」として運用されています。

20 ブックリスト

読書活動に役立てることを目的にテーマごとにまとめられた本の一覧表（「ブックリスト」ともいう）のこと。本市図書館では、ブックスタート事業で配付している赤ちゃん絵本の

紹介リストや館内で展示した本のリストなどを作成しています。

21 パスファインダー

あるテーマに関する資料や情報を収集する手順をまとめた情報検索ツール・調べ方ガイドのこと。利用者のニーズに合わせて具体的なテーマ（例えば「カブトムシの生態」「判例・法令」など）ごとに作成（WEB版や紙版）されます。